

改正新旧対照表

現 行	改 正	備考
<p>県土マネジメント部測量・調査等業務検査要領</p> <p>(用語の意義) 第2 この要領においての用語の意義は、次に定めるところによる。 (1) 監督職員 測量作業共通仕様書、地質調査共通仕様書及び流量観測作業共通仕様書に定める総括監督員、主任監督員、又は監督員。</p> <p>(検査の種類及び時期) 第3 検査員の行う検査は、次に掲げる種類及び時期とする。 (1) 確認検査 測量及び調査業務の完成を確認するための検査で、請負者から作業完了届の提出があり、監督員の成果品検査が終了したとき。 (2) 出来高検査 作業の既済部分を確認するための検査で、作業完成前に請負者から部分払いのための既済部分検査請求書の提出があり出来高監督員検査が終了したとき。</p> <p>(検査員の任命) 第4 検査員は、所属長が任命する職員とする。</p> <p>(検査命令) 第5 確認検査にあつては、監督職員による成果品照査終了の報告があるごとに、所属長が検査員に検査の執行を命ずるものとする。 2 出来高検査にあつては、出来高監督員検査終了後、所属長が検査員に検査の執行を命ずるものとする。</p> <p>(検査の実施) 第8 所属長は、検査員の検査に際しては当該業務を担当する監督職員及び関係職員を立会させなければならない。 2 請負者の検査立会については、測量共通仕様書第18条、地質調査共通仕様書第117条の定めるところによる。</p> <p>(調査職員の検査準備) 第9 調査職員は、確認及び出来高検査に際し自ら、又は請負者に指示して次の各号に掲げる書類を準備しなければならない。</p>	<p>測量・調査業務等検査要領</p> <p>(用語の意義) 第2 この要領においての用語の意義は、次に定めるところによる。 (1) 監督職員 測量業務共通仕様書及び地質・土質調査業務共通仕様書に定める総括監督員、主任監督員、又は監督員。</p> <p>(検査の種類及び時期) 第3 検査職員の行う検査は、次に掲げる種類及び時期とする。 (1) 完了検査:測量及び調査業務の完成を確認するための検査で、受注者から作業完了届の提出があり、監督職員の成果品検査が終了したとき。 (2) 部分引渡し検査 作業の既済部分を確認するための検査で、作業完成前に受注者から部分払いのための既済部分検査請求書の提出があり部分引渡し監督員検査が終了したとき。</p> <p>(検査職員の任命) 第4 検査職員は、所属長が任命する職員とする。</p> <p>(検査命令) 第5 完了検査にあつては、監督職員による成果品照査終了の報告があるごとに、所属長が検査職員に検査の執行を命ずるものとする。 2 部分引渡し検査にあつては、部分引渡し監督員検査終了後、所属長が検査職員に検査の執行を命ずるものとする。</p> <p>(検査の実施) 第8 所属長は、検査職員の検査に際しては当該業務を担当する監督職員及び関係職員を立会させなければならない。 2 受注者の検査立会については、測量業務共通仕様書第120条、地質・土質調査共通仕様書第120条の定めるところによるほか、受発注者間の協議により、ウェブ会議システム等を活用したオンラインによる検査立会も可とする。</p> <p>(調査職員の検査準備) 第9 調査職員は、完了及び部分引渡し検査に際し自ら、又は受注者に指示して次の各号に掲げる書類を準備しなければならない。</p>	

現 行	改 正	備考
<p>(手直し)の指示等)</p> <p>第10 検査員は、確認検査を行った結果、手直しの必要があると認めるときは、速やかに手直し業務指示書(第1号様式)を作成して、監督職員を通じて請負者に交付するものとする。</p> <p>2 検査員は、前項の規定により手直しを指示したときは、直ちに手直し業務指示報告書(第2号様式)を作成し、所属長に報告しなければならない。</p> <p>3 所属長は、請負者から手直し業務完了届(第3号様式)を受理したときは、速やかに監督職員に確認させなければならない。</p> <p>(手直し確認検査)</p> <p>第11 所属長は、調査職員から手直しの完了確認の報告を受けたときは、速やかに検査員に検査の執行を命ずるものとする。</p> <p>2 検査員は、手直しの検査が終了したときは、直ちに手直し業務検査報告書(第4号様式)によって、所属長に報告しなければならない。</p> <p>(注意事項)</p> <p>第12 検査員は、確認検査を行った結果、軽微な手直しの必要があると認められるとき、又は手直しの必要はないが、請負者に注意等の指導を行う必要があると認められるときは、第10の規程にかかわらず、直ちに調査職員の立会のもとで請負者に指示、又は注意するものとする。</p> <p>2 前項の軽微な手直しの完了については、監督職員は完了を確認のうえ当該検査員に文書により報告するものとする。</p> <p>(検査の中止)</p> <p>第13 検査員は、検査の実施に当たり、各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに所属長に報告して、その指示を受けなければならない。</p> <p>(1) 請負者、又は主任技術者、若しくはその使用人等が検査の執行を妨害し、又は検査員の指示に従わず、検査の実施が困難なとき。</p> <p>2 所属長は前項第1号及び第2号に該当する事実があると認めるときは、測量・調査等請負契約書19条の規定に基づく契約の解除を含め、適切な処置を検討する。</p>	<p>(修補)の指示等)</p> <p>第10 検査職員は、完了検査を行った結果、修補の必要があると認めるときは、速やかに修補指示書(第1号様式)を作成して、監督職員を通じて受注者に交付するものとする。</p> <p>2 検査職員は、前項の規定により修補を指示したときは、直ちに修補指示報告書(第2号様式)を作成し、所属長に報告しなければならない。</p> <p>3 所属長は、受注者から修補完了届(第3号様式)を受理したときは、速やかに監督職員に確認させなければならない。</p> <p>(修補確認検査)</p> <p>第11 所属長は、調査職員から修補の完了確認の報告を受けたときは、速やかに検査職員に検査の執行を命ずるものとする。</p> <p>2 検査職員は、修補の検査が終了したときは、直ちに修補検査報告書(第4号様式)によって、所属長に報告しなければならない。</p> <p>(注意事項)</p> <p>第12 検査職員は、完了検査を行った結果、軽微な修補の必要があると認められるとき、又は修補の必要はないが、受注者に注意等の指導を行う必要があると認められるときは、第10の規程にかかわらず、直ちに調査職員の立会のもとで受注者に指示、又は注意するものとする。</p> <p>2 前項の軽微な修補の完了については、監督職員は完了を確認のうえ当該検査職員に文書により報告するものとする。</p> <p>(検査の中止)</p> <p>第13 検査職員は、検査の実施に当たり、各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに所属長に報告して、その指示を受けなければならない。</p> <p>(1) 受注者、又は主任技術者、若しくはその使用人等が検査の執行を妨害し、又は検査職員の指示に従わず、検査の実施が困難なとき。</p> <p>2 所属長は前項第1号及び第2号に該当する事実があると認めるときは、測量・調査業務等委託契約書44条の規定に基づく契約の解除を含め、適切な処置を検討する。</p>	

現 行	改 正	備考
<p>(検査結果の報告)</p> <p>第14 検査員は、確認検査を完了したときは、遅滞なく当該検査の結果について業務成績の評定を行い、別に定める委託業務等成績評定表[県土マネジメント部委託業務等成績評定要領]平成20年3月31日技第226号(以下「評定要領」という。)を、委託業務(完了)確認書(第5号様式)とともに、所属長に報告するものとする。</p> <p>2 前項に規定する業務成績の評定は、別に定める評定要領によるものとする。ただし、当初の設計金額が1件100万円未満の業務にあつては、委託業務確認書により評定に代えることができる。</p> <p>4 出来高検査を完了したときは、測量・調査業務(出来高)確認書(第5号様式)により、所属長に報告するものとする。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、平成12年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年4月1日から改正施行する。</p>	<p>(検査結果の報告)</p> <p>第14 検査職員は、完了検査を完了したときは、遅滞なく当該検査の結果について業務成績の評定を行い、別に定める委託業務等成績評定表[県土マネジメント部委託業務等成績評定要領]令和5年7月28日付技第83号、用対第49号(以下「評定要領」という。)を、測量・調査等業務(完了)確認書(第5号様式)とともに、所属長に報告するものとする。</p> <p>2 前項に規定する業務成績の評定は、別に定める評定要領によるものとする。ただし、契約金額が1件100万円以下の業務にあつては、測量・調査等業務確認書により評定に代えることができる。</p> <p>4 部分引渡し検査を完了したときは、測量・調査等業務(部分引渡し)確認書(第5号様式)により、所属長に報告するものとする。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、平成12年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年4月1日から改正施行する。 <u>この要領は、令和5年8月1日から改正施行する。</u></p>	

現 行

第1号様式 [第10関係]

手 直 し 業 務 指 示 書		所轄事務所等	
工 事 番 号 業 務 名	第 号		
路 線 ・ 河 川 名 業 務 場 所	線 川 筋	市 郡	町 村 地 内
請 負 金 額	円		
契 約 工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
最 終 検 査 日	平成 年 月 日	手直し期限	平成 年 月 日
県立会監督職員		請負側立会者	
手 直 し 指 示 事 項			
上記のとおり処置してください。			
請負者	殿	平成 年 月 日	検査員 印

改 正

第1号様式 [第10関係]

修 補 指 示 書		所轄事務所等	
工 事 番 号 業 務 名	第 号		
路 線 ・ 河 川 名 業 務 場 所	線 川 筋	市 郡	町 村 地 内
委 託 金 額	円		
契 約 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
最 終 検 査 日	令和 年 月 日	修補期限	令和 年 月 日
県立会監督職員		受注側立会者	
修 補 指 示 事 項			
上記のとおり処置してください。			
受注者	殿	令和 年 月 日	検査員 印

備 考

現 行

第2号様式 [第10関係]

平成 年 月 日

殿

検査員

印

手 直 し 業 務 指 示 報 告 書

このことについて、下記のとおり指示しましたので報告します。

記

工 事 番 号 業 務 名	第 号		
路線・河川名 業 務 場 所	線 川筋	市 郡	町 村 地内
請 負 金 額	円		
契 約 工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
最 終 検 査 日	平成 年 月 日	手直し期限	平成 年 月 日
県立会監督職員		請負側立会者	
手 直 し 指 示 事 項			

改 正

第2号様式 [第10関係]

令和 年 月 日

殿

検査員

印

修 補 指 示 報 告 書

このことについて、下記のとおり指示しましたので報告します。

記

工 事 番 号 業 務 名	第 号		
路線・河川名 業 務 場 所	線 川筋	市 郡	町 村 地内
委 託 金 額	円		
契 約 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
最 終 検 査 日	令和 年 月 日	修補期限	令和 年 月 日
県立会監督職員		受注側立会者	
修 補 指 示 事 項			

備 考

現 行

第3号様式 [第10関係]

手 直 し 業 務 完 了 届		所轄事務所等	
工 事 番 号 業 務 名	第 号		
路線・河川名 業 務 場 所	線 川筋	市 郡	町 村 地内
請 負 金 額	円		
契 約 工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
最 終 検 査 日	平成 年 月 日	手直し期限	平成 年 月 日
県立会督職員		請負側立会者	
手 直 し に 対 す る 措 置			
上記のとおり手直し業務が完了したので届けます。 平成 年 月 日 奈良県知事 殿 請負者 印			

改 正

第3号様式 [第10関係]

修 補 業 務 完 了 届		所轄事務所等	
工 事 番 号 業 務 名	第 号		
路線・河川名 業 務 場 所	線 川筋	市 郡	町 村 地内
委 託 金 額	円		
契 約 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
最 終 検 査 日	令和 年 月 日	修補期限	令和 年 月 日
県立会監督職員		受注側立会者	
修 補 に 対 す る 措 置			
上記のとおり修補業務が完了したので届けます。 令和 年 月 日 奈良県知事 殿 受注者 印			

備考

現 行

第 4 号様式 [第 1 1 関係]

第 号
平成 年 月 日

殿

検査員 印

手 直 し 業 務 検 査 報 告 書

手直し検査の結果を下記のとおり報告します。
記

工 事 番 号 名	第 号		
路線・河川名 業 務 場 所	線 川 筋	市 郡	町 村 地内
請 負 金 額	円		
契 約 工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
最 終 検 査 日	平成 年 月 日	手直し期限	平成 年 月 日
県立会調査職員		請負側立会者	
手 直 し 指 示 事 項		手 直 し 処 理 事 項	

改 正

第 4 号様式 [第 1 1 関係]

第 号
令和 年 月 日

殿

検査員 印

修 補 検 査 報 告 書

修補検査の結果を下記のとおり報告します。
記

工 事 番 号 名	第 号		
路線・河川名 業 務 場 所	線 川 筋	市 郡	町 村 地内
委 託 金 額	円		
契 約 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
最 終 検 査 日	令和 年 月 日	修補期限	令和 年 月 日
県立会監督職員		受注側立会者	
修 補 指 示 事 項		修 補 処 理 事 項	

備 考

現 行

第5号様式[第1.4関係]

所属長 印	
----------	--

測量・調査業務確認書

(完了 ・ 出来高)

平成 年 月 日付請負契約書に基づく下記の請負業務は
適正に実施され(完了・部分完了)していることを認めます。

確認日 平成 年 月 日

検 査 員：職、氏名 _____ 印

記

事業(工事)名			
業務の内容			
業務の場所	市・郡	町	
請負者			
業務の期間	平成 年 月 日から		
	平成 年 月 日まで	日間	
請負金額			円

改 正

第5号様式[第1.4関係]

所属長 印	
----------	--

測量・調査等業務確認書

(完了 ・ 部分引渡し)

令和 年 月 日付委託契約書に基づく下記の委託業務は
適正に実施され(完了・部分完了)していることを認めます。

確認日 令和 年 月 日

検 査 員：職、氏名 _____ 印

記

事業(工事)名			
業務の内容			
業務の場所			
受注者			
業務の期間	令和 年 月 日から		
	令和 年 月 日まで	日間	
契約金額			円

備考